

令和8年（2026年）1月吉日

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部  
部長 野村知司様

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会  
会長 佐々木桃子  
(公印省略)

### 令和8年度臨時障害福祉サービス等報酬改定に関する意見書

平素より知的・発達障害のある人や子ども（以下「知的障害者」という。）とその家族の福祉についてご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。私たち一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、知的障害者とその家族が、障害の程度にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせる事を願っており、共生社会の実現を求めております。

令和4年（2022年）9月には、国連の障害者権利条約対日審査総括所見（以下「総括所見」という。）が示され、障害福祉分野においては「障害児を含む障害者の施設入所を終わらせる」「障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分する」「精神科病院における期限の定めのない入院を終わらせる」「グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わない」「地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略に着手する」など踏み込んだ要請がなされており、国においても障害者支援施設やグループホームからの地域生活移行へ力点を置いた施策展開がなされているところです。

こうした中、昨年12月24日に決定された令和8年度の臨時障害福祉サービス等報酬改定においては、+1.84%（令和8年6月施行）と示されたところですが、他方で同月に開催された「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」においては、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労選択支援B型（以下「B型」という。）、グループホームにおける新規事業所の基本報酬引下げ、就労継続支援B型の基本報酬区分見直しなどが「臨時応急的な見直し」として実施される方向が示されました。

こうした一連の動きに対し、本会として次のとおり意見いたします。

## 1 令和8年度臨時障害福祉サービス等報酬改定について

令和8年度臨時障害福祉サービス等の報酬改定に関しては、働く人の処遇改善に充てる趣旨で前回の改定率（+1.59%）を上回る改定率（+1.84%）となった点を高く評価します。また、前回の報酬改定で本会が要望した「6月施行」が実現した点も評価します。

障害福祉サービス事業所は物価高騰により多くの事業所の経費が大幅に増加し、事業経営が圧迫されています。最低賃金の上昇や大手企業の賃上げの潮流等に対し、障害福祉サービスは公定価格であるため容易に賃上げを行うことが困難であり、今後ますます他業界との格差が拡大し、良質なサービスを提供するための人材の確保と安定したサービスの提供が困難になることが懸念されます。そのような実情を踏まえた報酬改定であり、報酬改定の施行が4月では実務が間に合わないケースも多いことから、6月施行とした点も評価できます。

他方、処遇改善の目的は人材確保であり、サービスの内容とは直接的にリンクしないものであると考えます。制度創設当初は事業者への交付金として始まっていた経緯も踏まえると、報酬に対する加算ではなく、事業者または従業者への交付金とする運用を検討してください。

## 2 臨時応急的な見直しに対する評価について

今回の臨時応急的な見直しに関しては、本会として強い懸念を表明します。その理由は大きく次の4点にありますが、いずれも制度運営への疑念が高まりかねない事案であり、知的障害者の地域生活支援にも悪影響を及ぼすものと考えます。

### （1）朝令暮改である

障害福祉サービス等の報酬は3年に1度の改定が基本ルールであり、令和6年4月に改定されてから1年程度の実績で再度の報酬改定を行うのは、朝令暮改と言わざるを得ません。

### （2）報酬の上振れのみ即時対応している

これまでの報酬改定でも、サービスによっては改定後に報酬が落ち込んだケースはありましたが、特に「臨時応急的な見直し」はなされませんでした。今回、報酬の上振れが大きかった事実はありますが、そうだとしても報酬が上振れした時だけ「臨時応急的な見直し」がなされるという先例を作ってしまったことは、報酬設定への信頼性を揺るがしかねない対応であり、遺憾です。

### （3）制度設計の不備が背景にある

今回の「臨時応急的な見直し」で報酬が引き下げられるサービスのうち、少なくとも児童発達支援、放課後等デイサービスに関しては、本会から報酬改定のたびに繰り返し報酬設定の適正化（たとえば保護者の就業保障を担う類型の分別、利用者負担の応能負担導入）を提案しているにも関わらず制度の見直しを行ってきました。また、B型については、工賃計算方法を変更した時点で報酬との連動は当然に考慮すべきものであり、さらに就労継続支援A型のスコア設定を厳格化した時点で、維持できなくなった事業所がB型へ転換する（B型としては高水準の工賃を支払うことができるため、報酬区分も高くなりがち）という可能性も予見できたものと思われます。

こうした制度設計の不備を背景として朝令暮改が行われようとしている点が大きな問題であると考えます。

### （4）障害者の地域生活支援の推進を阻害している

今回の「臨時応急的な見直し」が、基本的に令和8年度に新規で指定を受ける事業所だけを対象としている点は、既存事業所への影響を最小化する観点から一定の評価をしています。しかし、B型の工賃区分変更はすべての事業者を対象としていますし、何より「令和8年度に新規で指定を受ける事業所」という外形的な要件だけで報酬が引き下げられる制度設計なので、令和8年度から新たに事業展開を検討している事業所には大きなダメージとなっています。本会が把握しているだけでも、市と連携して児童発達支援を展開する予定だった地域で候補事業所が不安を感じている事例、入所施設を全面廃止してグループホームへ転換する方向を具体化している法人が計画を見直さざるを得なくなっている事例が出てきています。

総括所見における第19条関係の勧告・要請においては、障害児を含む障害者の施設収容廃止や地域自立生活への移行に関する期限付きの目標、人材、技術、資金を伴う法的枠組みおよび国家戦略の策定と都道府県への義務付けなどが「強い要請」として示されたところであり、国としても、まさに令和8年度からすべての施設入所者を対象として地域生活への希望を意向確認することが義務付けられることとなっています。こうした状況下において、地域生活支援の推進を阻害するような対応が図られようとしていることには、多くの人が疑問を感じるのではないかでしょうか。

また、今回の「臨時応急的な見直し」による報酬の引下げ対応は基本的に令和8年度に新規で事業所指定を受ける事業所だけを対象としていますが、多くの関係者は今回の引下げ水準が令和9年度の通常報酬設定に向けた「発射台」になってしまいのではないかという不安を抱いています。

### 3 本会からの意見

以上を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等の報酬改定および「臨時応急的な見直し」に対する意見を次のとおり表明いたします。

#### (1) 令和8年度臨時障害福祉サービス等の報酬改定について

基本的には処遇改善を目的としたプラス改定を評価しますが、確実に従業者の処遇改善へ充てられていることを確認するとともに、制度創設当初は事業者への交付金として始まっていた経緯も踏まえ、報酬に対する加算ではなく、事業者または従業者へ直接交付とする運用を検討してください。

#### (2) 「臨時応急的な見直し」の取扱いについて

臨時応急的な見直しのうち基本報酬の引下げ部分は、あくまで令和8年度に新規事業所指定を受ける場合に限定されることを明確化してください。そして、今回の措置はあくまで「臨時応急的な見直し」であり、今後の先例にはならないことも明示する必要があります。

また、令和9年度の通常報酬設定に向けては、経営実態調査の結果だけでなく、障害者の地域生活支援を推進する政策的な観点から報酬および加算を設定する方向を明示してください。経営実態調査に関しては、深刻な福祉分野における人材不足を背景として、基準以上の人員配置を企図していても加配が叶わず、やむなく最低配置基準で運営した結果が收支差プラスになったとして、それは「良い黒字」でしょうか。ぜひ、経営実態調査を実施する際には、收支状況に関する説明欄や自由記述欄を設けてください。

#### (3) 「臨時応急的な見直し」の運用について

前述のとおり、臨時応急的な見直しにより地域で必要とされる障害福祉サービスの整備が阻害されかねない事象が報告されています。本会としては、全国一律に外形的な要件だけで報酬が引き下げられる運用には反対の立場です。

いわゆる営利目的の事業所参入を抑制する方向に異論はありませんが、たとえば一定割合以上の重度障害者を安定的に受け入れができる職員配置を確約する場合、グループホームであれば障害者支援施設を転換する場合や地域生活移行を担うことが確認される場合、あるいは地域生活拠点の役割を担う場合には、指定権者の判断により臨時応急的な見直しを適用除外とできるような、地域の実情に応じた運用してください。

#### (4) 就労継続支援B型への対応

今回の「臨時応急的な見直し」では、B型のみすべての事業所に影響が及びます。そのことを踏まえ、今後のあり方も含めた抜本的な議論の場を設けてください。本会としては、報酬区分を決める工賃表につき、重度障害者（たとえば障害年金1級受給者）が半数以上いる場合の新たな表を設けるといった実態に即した対応を図るとともに、作業賃を積極的に支払っている生活介護事業所も含めた、障害者の「はたらく場」に関する多様なあり方について検討することを提案いたします。

以 上

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 東京事務所 担当：又村（またむら）  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C  
電話：03-5358-9274 メール：info@zen-iku.jp